

国家税務総局
《増値税一般納税人納税指導期管理弁法》の印刷公布に関する通知
国税発[2010]40号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局：

増値税一般納税人納税指導期管理を強化するために、《増値税一般納税人資格認定管理弁法》第十三条の規定に基づいて、税務総局は《増値税一般納税人納税指導期管理弁法》を制定し、ここに皆に印刷公布するので、従って執行願いたい。

国家税務総局

二〇一〇年四月七日

増値税一般納税人納税指導期管理弁法

第一条 増値税一般納税人納税指導期管理を強化するために、《増値税一般納税人資格認定管理弁法》（以下、認定弁法という）第十三条の規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 納税指導期管理を実行する増値税一般納税人（以下、指導期納税人という）は、本弁法を適用する。

第三条 認定弁法第十三条第一項でいうところの「小型商貿卸売企業」とは、登録資金が80万元（80万元を含む）以下、従業員人数10人（10人を含む）以下の卸売企業を指す。輸出貿易のみに従事し、増値税専用発票を使用する必要がない企業を除く。

卸売企業は照国家統計局が公布する《国民經濟業種分類》（GB/T4754-2002）の中の卸売業の業界区分方法に従って区分する。

第四条 認定弁法第十三条でいうところに「その他一般納税人」とは、以下の情況のいずれかを伴う一般納税人を指す。

- （一）増値税脱税金額が要納税額の10%以上を占め且つ脱税金額が10万元以上の場合。
- （二）輸出税額還付を詐取した場合。
- （三）増値税控除証憑を虚偽発行する場合。
- （四）国家税務総局が規定するその他の状況。

第五条 新たに一般納税人に認定される小型商貿卸売企業が実行する納税指導期管理の期限を3ヶ月とする。その他の一般納税人が実行する納税指導期管理の期限を6ヶ月とする。

第六条 新設小型商貿卸売企業について、主管税務機関は認定弁法第九条第(四)項で規定する《税務事項通知書》の中で納税人に対して納税指導期管理を実行することを告知し、納税指導期は主管税務機関が《税務事項通知書》を製作した当月より執行する。その他の一般納税人に対して、主管税務機関は査察部門が《税務稽査処理決定書》を作成してから40営業日以内に、《税務事項通知書》を制作、送達して納税人に対して納税指導期管理を実行することを告知し、納税指導期は主管税務機関が《税務事項通知書》を制作した翌月より執行する。

第七条 指導期納税人が取得する増値税専用発票(以下、専用発票という)控除綴、税関輸入増値税専用納付書及び運輸費用決済書類を相互に照合して誤りがないことを確認した後、仕入税額を控除することができる。

第八条 主管税務機関は指導期納税人に対して数量・金額を限定して専用発票を販売する。

(一) 納税指導期管理を実行する小型商貿卸売企業について、購入受領する専用発票の最高発行限度額は十万元を超えてはならない。その他の一般納税人の専用発票最高発行限度額は企業の実際の経営状況に基づいて改めて査定する。

(二) 指導期納税人の専用発票の購入受領は購入毎に数量コントロールを実行し、主管税務機関は納税人の経営状況に基づいて毎回の専用発票の供給数量を査定するが、毎階の専用発票販売数量は25部を越えてはならない。

指導期納税人が購入受領する専用発票が使用仕切っていない段階であらたに購入受領する場合、主管税務機関が販売する専用発票の部数は査定した毎回の購入受領した専用発票の部数と使用しきっていない専用発票部数の差額を越えてはならない。

第九条 指導期納税人が一ヶ月以内に複数回専用発票を購入受領する場合、当月の二回目の専用発票購入受領のときより、前回既に購入し且つ発行した専用発票銷售額の3%の増値税を予定納税し、増値税の予定納税しない場合、主管税務機関は専用発票を販売してはならない。

増値税予定納税時に、納税人は既に購入受領し且つ発行した専用発票記帳綴を提供し、主管税務機関は提供した専用発票記帳綴に基づいて予定納税すべき増値税を計算する。

第十条 指導期納税人は第九条に従って増値税を予定納税する増値税は当期の増値税要納税額より控除することができ、控除後の予定納税増値税になお残額が有る場合、翌期に

再度専用発票を購入受領するときに予定納税すべき増値税を控除することができる。 ▽

納税指導期終了後、納税人は専用発票を追加購入することにより発生する予定納税増値税に残額がある場合、主管税務機関は在納税指導期狩猟後の一ヶ月目以内に、一括で納税人に返還しなければならない。

第十一条 指導期納税人は「要納付税金」の科目の下に「控除待ち仕入れ税額」の明細科目を設け、なお交互検査照合を行っていない専用発票控除綴、税関輸入増値税専用納付書及び運輸費用決済書類（以下、増値税控除証憑という）に注記または計算されている仕入税額を計算しなければならない。

指導期納税人は増値税控除証憑取得後に、借方に“要納付税金—控除待ち仕入れ税額”という明細科目、貸方に関連科目を記帳する。交互検査照合に誤りがない後、借方に“要納付税金—要納付増値税（仕入れ税額）”科目、貸方に“要納付税金—控除待ち仕入れ税額”科目を記帳する。確認を経て控除してはならない仕入れ税額について、赤字で借方に“要納付税金—控除待ち仕入れ税額”、赤字で貸方に関連科目を記帳する。

第十二条 主管税務機関は定期的に相互照合結果を受け取り、《検査結果导出工具》を通じて発票明細データ及び《検査結果通知書》を導き出して指導期納税人に告知する。

指導期納税人は相互照合検査結果に基づいて一致する増値税控除証憑の当期データ申告控除仕入税額に基づいて、相互照合検査結果を受け取っていない増値税控除証憑を翌期に繰り越して控除する。

第十三条 指導期納税人は以下の要求に従って《増値税納税申告表付属資料（表二）》を記入する。

（一）第 2 欄に当月に認証一致を取得し且つ《検査照合結果通知書》及びその明細に明記しえいる検査と一致する専用発票、協力調査の中で公序が認められている専用発票の部数、金額、税額を記入。

（二）第 3 欄に前期に認証一致を取得し且つ当月に《検査照合結果通知書》及びその明細に明記している検査と一致する専用発票、協力調査の中で公序が認められている専用発票の部数、金額、税額を記入。

（三）第 5 欄に税務機関が告知する《検査照合結果通知書》及びその明細に明記している本期検査と一致する税関輸入増値税専用納付書、協力長さけっけの中で控除が認められている税関輸入増値税専用納付書の部数、金額、税額を記入。

（四）第 7 欄の「スクラップ物資」はあらためて記入しない。

（五）第 8 欄に税務機関が告知する《検査照合結果通知書》及びその明細で明記する検査と一致する運輸費用決済書類、調査協力結果の中で控除が認められる運輸費用決済書類の部数、金額、税額を記入。

（六）第 23 欄に認証一致したものの検査照合結果を受け取っていない増値税専用発票の

月初の残余数を記入。

(七) 第 24 欄に本月既に認証一致したものの検査照合結果を受け取っていない専用発票データを記入。

(八) 第 25 欄に既に認証一致したものの検査照合結果を受け取っていない専用発票の月末残余数を記入。

(九) 第 28 欄に本月検査照合結果を受け取っていない税関輸入増値税専用納付書を記入。

(十) 第 30 欄には「スクラップ物資」をあらためて記入しない。

(十一) 第 31 欄には本月の受け取っていない検査照合結果の運輸費用決済書類データを記入。

第十四条 主管税務機関は指導期納税人納税申告を受理するとき、以下の要求に従って「ワンストップ」書類照合を行う。

(一) 《増値税納税申告表》附表二第 3 欄の部数、金額、税額本期の検査システム照合相称的専用発票控除联データ。

(二) 《増値税納税申告表》附表二第 5 欄の部数、金額、税額が本期の交互検査照合と一致、検査協力後に控除が認められる税関輸入増値税専用納書の合計数と等しい、またはそれより小さいかを審査する。

(三) 《増値税納税申告表》附表二中第 8 欄の部数、金額が本期の交互検査照合と一致し、協力検査後に控除が認められる運輸費用決済書類合計数を等しいまたはそれより小さいかを審査する。

(四) 申告表データが検査結果データより大きい場合、現行の「ワンストップ式」書類の照合の以上状況に従って処理する。

第十五条 納税指導期内において、主管税務機関が納税人に脱税、追加納税回避滞納、出口税額還付詐取、納税抵抗またはその他の立案して調査する必要がある税收违法行為を発見しなかった場合、期間満了の翌月より納税指導期管理を実行せず、主管税務機関は《税務事項通知書》を制作、送達して納税人に告知しなければならない。主管税務機関が指導期納税人に脱税、追加納税回避滞納、出口税額還付詐取、納税抵抗またはその他の立案して調査する必要がある税收违法行為を発見した場合、期間満了の翌月より本規定に従ってあらためて納税指導期管理を実行し、主管税務機関は《税務事項通知書》を制作、送達して、納税人に告知しなければならない。

第十六条 本弁法は 2010 年 3 月 20 日より執行する。《国家税務総局：新設商貿企業増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知》(国税発明電[2004]37 号)、《国家税務総局：指導期一般納税人に「先照合、後控除」を実行することの関連問題に関する通知》(国税発明電[2004]51 号)、《国家税務総局：新設商貿企業増値税徴収強化の関連問題に関する補充通知》(国税発明電[2004]62 号)、《国家税務総局：指導期増値税一般納税人の増値税専用発

票予定納付増値税の関連問題に関する通知》(国税函[2005]1097号)は同時に廃止する。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/呉 明憲)